

○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案		現行
F 編 認定物件に係る検査		F 編 認定物件に係る検査
3. 機関		3. 機関
3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び 3.3 に定める検査を行う。		3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び 3.3 に定める検査を行う。
区分 型式 物件の名称	区分 型式 物件の名称	区分 型式 物件の名称
(1) (略) (略)	(1) (略) (略)	(1) (略) (略)
船外機		船外機
② 量産型 (削除)	② 量産型 小型のボイラ等	② 量産型 小型のボイラ等
空気圧縮機 (S 編 2.19.23 の物件を除く。)	空気圧縮機 (S 編 2.19.23 の物件を除く。)	空気圧縮機 (S 編 2.19.23 の物件を除く。)
(略)	(略)	(略)
3.2 (略)	3.2 (略)	3.2 (略)
3.3 表の区分②の認定物件にあつては、次の検査	3.3 表の区分②の認定物件にあつては、次の検査	3.3 表の区分②の認定物件にあつては、次の検査
(略)	(略)	(略)
3.3.1 抽出母集団		3.3.1 抽出母集団
次に定める類似の機種毎に、3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。	次に定める類似の機種毎に、3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。	次に定める類似の機種毎に、3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。
-1. (略)	-1. (略)	-1. (略)
-2. 空気圧縮機、縦軸推進装置、ウォーターフォート推進装置、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弹性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあつては全機種	-2. 小型のボイラ等、空気圧縮機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弹性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあつては全機種	-2. 小型のボイラ等、空気圧縮機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弹性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあつては全機種
-3. ~-5. (略)	-3. ~-5. (略)	-3. ~-5. (略)
3.3.2~3.3.3 (略)	3.3.2~3.3.3 (略)	3.3.2~3.3.3 (略)
3.3.4 抽出機器の検査の方法	3.3.4 抽出機器の検査の方法	3.3.4 抽出機器の検査の方法
-1. (略)	-1. (略)	-1. (略)

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>-2. 小型のボイラ等 完成検査</p> <ul style="list-style-type: none"> -2. (略) -3. (略) -4. (略) -5. (略) 	<p>-2. 小型のボイラ等 完成検査</p> <ul style="list-style-type: none"> -3. (略) -4. (略) -5. (略) -6. (略) <p>S編 検査の特例</p> <p>第2章 検査の特例</p> <p>2.1 予備検査に合格した物件等の検査</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 整備認定事業場において整備された救命設備に係る検査</p> <p>-1. 整備認定事業場において整備された膨脹式救命いかだについては、整備認定事業場に添付されている整備記録の整備内容を確認し、B編2.7.2-2(整備認定事業場が実施した場合を除く。)、-3及び-4の検査を行うものとする。なお、整備認定事業場において整備後30日を経過した膨脹式救命いかだであっても、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合には、検査の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>-2. 膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場の整備技術者のうち、膨脹式の救命胴衣及び小型船舶用救命胴衣の製造者から膨脹式救命胴衣等整備技術者証の交付を受けた者が当該救命胴衣にかかるB編2.7.10-2、C編2.6.1及びC-2編2.6-10に定めるCO₂ポンベの検量及び気室の膨脹試験を実施した場合であって、当該整備技術者が作成した試験成績書を確認し、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合には、CO₂ポンベの検量及び気室の膨脹試験の立会いを省略して</p>

改正案	現行
<p>差し支えない。</p> <p>-3. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器（小型船舶用も含む）を膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場で整備する場合であつて、当該整備認定事業場が検査測度課長得た各社の整備要領書に従つて整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するものとし、B編2.7.2-1で規定される附属書F-1、C編2.6.2-1で規定される附属書F-6又はC-2編2.6-4で規定される附属書F-6の検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>2.1.3 (略) 2.1.4 (略)</p> <p>2.19 認定物件に係る検査の特例 (略) 2.19.1~2.19.25 (略) <u>2.19.26 小型のボイラ等</u> <u>(新規)</u></p>	<p>また、小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器（小型船舶用も含む）を膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場で整備する場合であつて、当該整備認定事業場が検査測度課長の承認を得た各社の整備要領書に従つて整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認することを確認するものとし、B編2.7.2-1で規定される附属書F-1、C編2.6.2-1で規定される附属書F-6又はC-2編2.6-4で規定される附属書F-6で規定される附属書F-6の検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>2.1.3 (略) 2.1.4 (略)</p> <p>2.19 認定物件に係る検査の特例 (略) 2.19.1~2.19.25 (略)</p>